

下記物件は還付不能につき、関税法第 134 条第 2 項の規定に基づき公告する。

なお、公告の日から 6 月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は関税法第 134 条第 3 項の規定により国庫に帰属する。

令和 8 年 3 月 2 日

長崎税関長 酒井 健太郎

記

1. 還付物件の品名・数量

番号	品名	数量	備考
1	種子様のもの入り茶色革製品	1 個	目録番号 7

2. 差押えの年月日及び場所

令和 7 年 10 月 1 日

大阪府堺市堺区築港八幡町 1 番地 171

ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社大阪ゲートウェイ

3. 所持者の氏名及び住所又は居所

氏名 ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社

住所又は居所 大阪府堺市堺区築港八幡町 1 番 171

以上